

希望者は
申し込みを

令和6年度弘前市奨学生を募集

▼奨学金の額

学校種別	修学期間	入学一時金 (希望者のみ)	貸与月額 ※()は入学一時金を 貸与した場合の額。
大学(大学院、 短大含む)等	4年	24万円	4万円 (3万5,000円)
	3年	18万円	
	2年	12万円	
高校・中等教育 学校後期課程等	3年	10万8,000円	1万3,000円 (1万円)
	2年	7万2,000円	

▼対象 経済的な理由により修学が困難で、次の①と②に該当する人

①市内に住所がある家庭の被扶養者で、令和6年度に高等学校以上の学校(専門学校を含む)に在学している人(見込み者を含む)

②他の奨学金の貸与または給付を受けていない人

▼貸与期間 令和6年4月分から在学する学校の正規の修学期間

▼返還方法 卒業後1年経過してから10年以内で、年賦・半年賦・月賦のいずれか(無利息)

▼申し込み方法 11月21日(火)までに、申請書に必要書類を添えて、教育総務課(岩木庁舎3階)

または学務健康課弘前分室(市役所1階)に提出してください。

※家庭の経済状況や学力などを基に選考し、結果を12月下旬に通知します/申請書類は申込先で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。



【大学等の返還免除】

大学等で入学時から奨学金の貸与を受け、学校を卒業して次の①～③の要件をすべて満たした場合、最大で入学一時金相当額の返還を免除します。

①免除申請前の1年間、市内居住、市への通勤、市内に本社を置く企業への就労のいずれかを満たしていたこと

②市奨学金の返還に滞納がないこと

③官公庁や学校の正規職員でないこと

※返還期間10年間で5回申請すると最大額の免除を受けられます/対象は令和4年度以降に奨学生となった人のみです。

■問い合わせ先 教育総務課(☎82-1639)



「地域子育て支援拠点事業」

地域子育て支援センターをご利用ください♪

市では、子育て中の親子(主に未就学児と保護者)が身近な地域で気軽に集い、子育てに対する不安の解消等を図ることができるよう、「地域子育て支援センター」を開設しています。

★センターの機能と役割

- ◎育児相談(電話相談・面接相談など)
- ◎子育てに関する講座、体験型事業等の実施
- ◎子育て支援室と園庭の開放
- ◎子育てに関する情報提供

★開設場所(市内4カ所)

名称	所在地・連絡先
みどり保育園地域子育て支援センター	吉野町 ☎32-0510
大浦保育園地域子育て支援センター	賀田2丁目 ☎82-3037
相馬こども園地域子育て支援センター	紙漉沢字山越 ☎84-3103
弘前市駅前こどもの広場	駅前町、ヒロコ3階 ☎35-0156

曜日ごとにさまざまな講座を開催しています。詳細は、市ホームページ(QRコード)でご確認ください。



■問い合わせ先 こども家庭課保育係(☎35-1131)



対象者は
確認を

重度医療の受給者証と決定通知書を更新

弘前市重度心身障害者医療費の受給者証と決定通知書を10月1日から更新します。対象者には新しい受給者証または決定通知書を送付しましたので、裏面に記載の注意事項を必ず読んでご利用ください。また、内容に変更がある場合は必ず届け出をしてください。

①受給者証

▼対象者 国民健康保険加入者

▼利用方法 医療機関を受診する際に健康保険証と一緒に提示すると、窓口で支払う医療費が軽減されます。

※県外の医療機関を受診する場合や受給者証を提示しなかった場合、償還払いの手続きが必要です。

②決定通知書

▼対象者 社会保険加入者および後期高齢者医療保険加入者

▼利用方法 医療機関で医療費を支払った後、障がい福祉課へ領収書と印鑑を持参して申請してください。後日、本人名義の口座に助成額を振り込みます。

※申請期間は診療月の翌月から2年以内です。



●重度医療とは

弘前市重度心身障害者医療費助成制度では、重度の障がい者が健康保険証を使って医療機関を受診した場合、入院・外来を問わず医療費を助成します。

▼対象 障害者手帳取得時または障害等級変更時に65歳未満の人(平成16年9月30日以前に手帳を取得している場合は、それ以前に重度医療の資格を有する人)で、次の①～③のいずれかに該当する人

①身体障害者手帳1、2級および内部障害3級(免疫機能障害・肝臓機能障害を除く)/②愛護手帳(療育手帳)A/③精神障害者保健福祉手帳1級

▼支給の制限 上記対象者であっても、所得や保険の種類によって制限があります。次の①～③の場合は医療費の助成はありません。

①一定所得以上の人/②65歳以上で市民税課税世帯に属する人/③65歳以上で後期高齢者医療保険に加入していない人

■問い合わせ・申請先 障がい福祉課障がい者医療・給付係(市役所1階、☎40-7036)



後期高齢者医療被保険者のみなさんへ

保険料が年金から天引き(特別徴収)されている人の保険料額は、次のとおりです。

【4月・6月・8月】

年金振込時に本年2月と同額を徴収済(仮徴収)。

【10月・12月・2月】

本年7月に決定した保険料の年額から、仮徴収した額を差し引いた残額を分割して徴収(本徴収)。

徴収額は、7月に送付している保険料額納入通知書で確認してください。

■問い合わせ先 国保年金課後期高齢者医療係(☎40-7046)



秋の狂犬病予防注射・犬の登録

秋の狂犬病予防注射・犬の登録を行います。犬の飼い主は、狂犬病予防法により、飼い犬の生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。飼い犬には必ず予防注射をしましょう。

▼集合注射料金 1頭=3,300円(注射料2,750円、注射済票交付手数料550円)

▼新規登録料 1頭=3,000円

▼注意事項 料金不足の場合、注射できません/釣り銭のないようにご協力ください。

▼その他 日程や実施場所等は、10月上旬頃に飼い主の皆さんへ郵送する案内書または市ホームページで確認してください。

■問い合わせ先 環境課環境保全係(☎36-0677)

